

◆ 嘉手納町 こども誰でも通園制度 ◆

1 こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)とは

こども誰でも通園制度とは、保育所等に在籍していないお子さんが、保護者の就労要件や理由を問わず、月 10 時間を上限に保育所等を利用することができる制度です。

同世代のこども同士でふれあうなど、家庭だけでは得られない様々な経験を通じて、こどもの健やかな育ちを支えるとともに、保護者が子育てに関する専門的な知識をもつ保育士などと接することで、子育てに関する相談の機会なども得ることができます。

2 利用要件について

- ・嘉手納町に住所を有する、利用日時時点で0歳6か月～3歳未満の未就園児
(※利用期間中に3歳に到達する場合、3歳の誕生日の前々日まで利用できます。)
- ・認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通園していない児童
(※認可外保育施設利用児童は対象となります。)

3 保育時間と利用料について

【実施日】 月曜日～金曜日(祝祭日を除く)

【利用可能時間】 **子ども1人あたり月4単位(10時間)まで**

※1単位(2時間 30 分)からの利用になります。

利用単位	利用時間	給食	おやつ	利用料金
1 単位(午前)	9:00-11:30	あり	なし	700 円
1単位(午後)	14:30-17:00	なし	あり	550 円
2単位	9:00-14:00	あり	なし	1200 円
3単位	9:00-16:30	あり	あり	1750 円

お子さんの状態を最優先とし、保育所で無理なく過ごせるよう、慣れるまでの間は 9:00～11:30 までの 1 単位での利用をお願いいたします。

【利用料金】 1 単位(2時間 30 分):**500 円**

給食費:**200 円** おやつ:**50 円**

※生活保護世帯、非課税世帯、市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満の世帯には利用料金の減免制度があります。

※給食費、おやつ代は減免対象にはなりません。

4 こども誰でも通園制度総合支援システムとは

本制度の利用にはこども家庭庁が提供している「こども誰でも通園制度総合支援システム」のアカウントが必要です。面談予約や利用予約もシステム上から行っていただきます。

詳しい操作方法や手順等については、システム内より確認ができる「こども誰でも通園制度総合支援システム 利用マニュアル 利用者用」や「よくあるご質問」もご確認ください。

なお、システムの使用に関する事項はシステム内のお問い合わせフォームにてお問い合わせください。(個別の申請内容に関する事項等は、子ども家庭課までお問い合わせください。)

利用に係る流れについて

1 利用申請登録(利用者⇒嘉手納町)

<申請方法>

・以下の申請フォームより申請(子ども家庭課窓口での申請も可能です)

下記の二次元コードもしくは町 HP からアクセス



申請から通知書の発送まで約2週間かかります。

申請は随時審査しますが、利用希望日までに間に合わない場合がありますので、余裕をもった申請をお願いいたします。

2 こども誰でも通園制度総合支援システムの利用登録設定(嘉手納町⇒利用者)

<利用要件を満たしている場合>

・申請内容を審査し、利用認定決定通知書を送付します。また、通知書送付時に町がこども誰でも通園制度総合支援システムのアカウントを発行します。

・アカウントの発行を行った段階で、利用申請時に記載いただいたメールアドレスにシステム(info@mail.cfa-daretsu.go.jp)からメールが自動送信されます。

・システムの利用に係るメールは、全て info@mail.cfa-daretsu.go.jp から届きます。迷惑メールのドメイン除外設定をするなど、通知が確認できる状態にしてください。

・こども誰でも通園制度は、システムの利用(インターネット環境)が必須となります。ご了承ください。

<利用要件を満たしていない場合>

・申請から約2週間程度で利用認定却下通知書を送付します。

3 面談

・利用認定後、お子さんの状態を確認するための面談がございます。面談予約は「こども誰でも通園制度総合支援システム」より保護者自身が行います。

※面談終了後に利用可能となります。利用認定を受けても施設の受け入れ体制や空き状況により利用ができない場合があります。あらかじめご了承ください。